

埼玉県ソフトボール協会 旅費等規程(案)

埼玉県ソフトボール協会

I 交通費・日当

1 交通費が支払われる場合と支給する団体

(1) 国体関東地区予選

- ① 審判員・記録員を派遣し、交通費及び日当は県協会が支給する。
派遣人数は各1名(次年度開催県となる場合は審判員2名)とする。
- ② 強化委員長・広報委員長を派遣し、交通費及び日当は県協会が支給する。
- ③ 埼玉県で開催する場合は、日当のみを大会運営費より負担する。
- ④ 県協会が支給する日当は2,000円/人日とする。

(2) 埼玉県大会に役員派遣を行い開催地が日当を支給する。

- ① 競技委員長他必要な役員を派遣し、日当は大会運営費より負担する。
- ② 審判員・記録員を派遣し、日当は大会運営費より負担する。
- ③ 競技企画委員を派遣し、日当は大会運営費より負担する。
- ④ 放送委員を派遣し、日当は大会運営費より負担する。
- ⑤ 日当は2,000円/人日とする。

(3) 埼玉県ソフトボール協会以外の主催大会・会議に役員派遣の場合

- ① 全国大会
全国大会に開催地が審判員・記録員を派遣依頼した場合、交通費・日当は開催地が支給する。
- ② JDリーグ
会長・理事長・審判長・記録長及び大会役員の日当はリーグ委託金より負担する。
- ③ その他、旅行命令権者が大会派遣及び会議への派遣を認めた場合
交通費・日当は県協会が支給する。
- ④ 開催地負担の日当は2,000円/人日とする。

(4) 理事会、選考委員会、専門委員会

- ① 理事会は理事が出席し、日当は県協会は支給する。
- ② 選考委員会は選ばれた委員が出席し、日当は県協会が支給する。
- ③ 専門委員会は各専門委員長が出席し、日当は県協会が支給する。
- ④ 同じ日、同じ場所で複数の会議が行われる場合の日当の支給は1回分とする。
- ⑤ 県協会が支給する日当は1,500円/人日とする。

(5) 関東協会主催会議・東日本サミット他

- ① 関東常務理事会
理事長・事務局長を派遣し、交通費は県協会が支給する。
- ② 委員会総会
各専門委員長を派遣し、交通費は県協会が支給する。
- ③ 伝達講習会
・他都県で開催する場合、審判員4名と記録員1名を派遣し、負担金および交通費は県協会が支給する。
・埼玉県で開催する場合、審判員4名と記録員1名を派遣し、負担金は県協会が支給する。
・中央研修会参加者の宿泊費および交通費は日ソ協負担、参加費および日当は県協会が支給する。
- ④ その他会議
適任者を派遣し、交通費は県協会が支給する。
- ⑤ 東日本サミット
理事長(必要に応じて事務局長)を派遣し、交通費は県協会が支給する。
- ⑥ 県協会が支給する日当は2,000円/人日とする。

埼玉県ソフトボール協会 旅費等規程(案)

埼玉県ソフトボール協会

2 交通手段の種類及び交通費について

(1) 公共交通機関を原則とする。

旅客運賃は、出発地から最寄り駅間の実費。

特急料金は、利用区間片道50km以上の場合の支給を原則とする。

(2) 旅行命令権者が認めた場合次の交通手段をとることができる。

① 航空機

用務の内容・日程等を勘案して、会長が航空機を利用することが経済的かつ合理的な経路及び方法と認める場合は航空機を利用でき、実費を支給する。

② その他、経済的かつ合理的な経路及び方法と旅行命令権者が認めた交通手段実費を支給する。

II 宿泊費

1 宿泊費が支払われる場合と支給をする団体

(1) 国体関東地区予選

① 審判員・記録員の宿泊費は派遣元の県協会が支給する。

開催地以外の県より1名(次年度開催県審判員は2名)を派遣とする。

派遣日数は2泊3日とする。なお、派遣日数が開催地(主管他)の都合により予定日数を超過したときは、開催地が超過日数分の宿泊費を負担する。

(2) 以下の大会・会議に役員派遣を行い宿泊費を支給する。

① 関東大会

審判員・記録員の派遣依頼があった場合の宿泊費は、開催地が負担する。また、派遣日数が開催地(主管他)の都合により予定日数を超過した場合超過日数分の宿泊費を開催地が負担する。

③ その他、旅行命令権者が大会派遣及び会議への派遣を認めた場合宿泊費は県協会が支給する。

(3) 埼玉県協会以外の主催大会・会議に役員派遣の場合

① 全国大会

全国大会に開催地が審判員・記録員を派遣依頼した場合、宿泊費は開催地が負担する。

② JDリーグ

会長・理事長・審判長・記録長の宿泊費はリーグ委託金から支給する。

③ その他、旅行命令権者が大会派遣及び会議への派遣を認めた場合宿泊費は県協会が支給する。

2 宿泊費

実費とする。

附則

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する